

○75番真下紀子君（登壇・拍手）初めに、昨夜の地震被災に対してお見舞いを申し上げます。

私は、知事、教育長、人事委員会委員長、公安委員会委員長及び警察本部長に質問いたします。

初めに、知事の政治姿勢に関し、まず、高橋道政の16年間の評価についてです。

地方財政法では、国は、地方財政の自主的かつ健全な運営に関し、「その自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。」と規定しています。

しかし、知事が就任した2003年度から、道と市町村を合わせて、普通交付税は約1200億円が減額される一方で、地方交付税の肩がわりに地方が借金を負わされる臨時財政対策債の残高は約3兆1000億円にまで膨れ上がっています。

このような国の姿勢は、地方自治の本旨に真っ向から反する地方破壊ではありませんか。国は、地方行政の計画的な運営を保障することで、地方自治の本旨を実現する役割を果たすべきです。

そこで、改めて、地方自治に関する知事の認識と、地方自治を軽視する国の姿勢について見解を伺います。

知事は、今定例会の冒頭、将来にわたって輝き続ける北海道の実現を目指し、その推進に全力を挙げたと述べられました。

しかし、知事就任以来、直近まで、総人口と20歳未満の人口、正規の雇用者数、農家戸数と農林漁業従事者数、中小企業数、小規模企業数など、各種の指標は減少し続けているのではありませんか。

まず、それぞれの推移をつまびらかにお願いします。

逆に、最低賃金水準の非正規雇用者が17万人も増加し、格差拡大、貧困化に拍車をかけてきたのではありませんか。海外来道者数が幾ら増加しても、あくまで外需頼みです。知事が言う輝き続ける北海道とは、こうした現状のことなのか。

知事の4期16年間の御自身はどう評価されているのか、伺います。

次に、ロシアとの領土問題についてです。

安倍首相は、日ロの領土問題について、日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させるとし、知事も期待を表明していますが、これまでの政府の姿勢である四島返還にも反し、最大で歯舞、色丹の二島で決着、いや、二島返還もおぼつかないとの懸念が広がっています。

2月14日にも安倍首相に直接会った知事は、領土返還が実現しないのではないかという道民の不安、北海道の立場について、北海道知事としてどう伝え、何を進言されたのか、伺います。

知事は、さきの第4回定例会で、北方領土について、ロシアによる不法占拠が続いている状況にあるという見解が我が国の基本的な法的立場であると明言しましたが、歯舞、色丹は北海道の一部で、速やかな返還は当然であり、国後、択捉についても、国境を確定する平和条約を急ぐことなく、返還を求めていくべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、職員採用と公文書管理等についてです。

昨年、第4回定例会で、道職員になることが狭き門であった昭和の時代に、通常の採用試験とは別に、周知が限定され、競争倍率の低い不透明な特別採用試験が3回にわたって実施されたことが私の質問で明らかとなりました。

その際、不自然なこの特別採用試験を検証するために、関係公文書の提供を求めましたが、ほとんどの重要文書は廃棄され、試験案内及び受験者、合格者、採用者などを整理した一覧表しか残っていないという信じられない説明を受け、道庁の余りにもずさんな公文書管理について、改善を強く求めました。

昭和50年代の3回の特別採用試験による採用者250名について、現在、課長級以上の管理職となっている職員は、役職別にどのくらいいるのか、伺います。

同じく、知事にもその認識を伺ったところ、その実施内容は、人事委員会の責任と権限で行われているものと承知しているとするなど、責任逃れの答弁でした。

しかし、この特別採用試験は、知事から人事委員会に要請したものです。

地方公務員法では、採用試験の平等公開の原則を定め、採用試験は、不特定多数の者の中から適格者を選抜する方法で、広く平等の条件で公開されなければならないとされるなど、受験資格を制限することは、必要最低限で、社会通念上、納得のいくものであることが必要とされています。

ところが、この特別採用試験による採用者の大多数が社会人や浪人生などに限定され、現役生を実質排除していることが判明し、社会通念に反する受験資格の制限が行われていたことが裏づけられました。

私は、この3回の特別採用試験は地方公務員法に反するものと考えますが、知事及び人事委員会委員長の見解を伺います。

次に、道民生活に関し、まず、消費税増税等についてです。

統計不正が発覚し、重大な影響が明らかとなり、消費税10%への増税の根拠にも、不正の影響が及ぶこととなりました。

2月12日の衆議院予算委員会での日本共産党の志位和夫委員長の質問で、消費の持ち直しどころか、実質家計消費は、増税前の2013年の平均に比べ、年額で約25万円も落ち込み、GDPベースで見ても水面下に沈んだままだという指摘を受けた安倍首相は、水面下、2013年平均で241兆円の上に出ていない、こう答えざるを得ませんでした。

家計は、水面下で息継ぎもできていません。所得環境は改善していると主張する安倍首相でも、実質賃金のマイナスは否定できませんでした。

消費税増税を歓迎する知事ですが、北海道を消費税増税に耐えられる環境に押し上げたとお考えか、今のタイミングで消費税を増税すれば消費は間違いなく冷え込むと、経済界からも声が上がっていますが、見解を伺います。

安倍政権は、複数税率、ポイント還元が影響対策だとしていますが、買う商品、買う場所、買う方によって、税率は5段階にもなります。クレジット払い導入による事業者の新たな手数料負

担など、日々の買い物に要らぬ混乱、負担、不公平をもたらす上に、軽減対策はあくまで9カ月限定です。業界からも見直しを求める声が出ています。

軽減対策の問題点を知事は認識しているのか、10月の増税は断念すべきと考えたことはないのか、伺います。

次に、国民健康保険についてです。

国保の北海道単位化に伴う一般会計からの繰り入れが2018年度は62億円もの減額となり、国民健康保険料・税の引き上げが北海道民の家計を直撃しています。

消費税増税や診療報酬、薬価の引き上げなど、今年度の保険料引き上げの原因と影響について、道はどのように考えているのか、伺います。

知事は、抜本的な保険料・税の軽減に何が必要と考え、どう取り組んだのか。これまで市町村が実施してきた一般会計からの繰り入れをやめさせるのではなく、市町村と協調し、道としての財政支援を実施すべきではありませんか、伺います。

所得のない子どもが多いほど保険料が上がる人頭税のような均等割について、全国知事会は廃止を求めています。

子育て王国だとか人口減少・危機突破など、威勢のいい公約を掲げていた高橋知事は、均等割、平等割の廃止に真剣に向き合い、道としても軽減策に取り組むべきではありませんか、伺います。

次に、性暴力被害支援対策についてです。

国は、2017年度から、性犯罪・性暴力被害者が、医療費の心配なく医療機関を受診できる交付金を創設しました。

ところが、本道では、性犯罪・性暴力被害に遭ってしまったときに、警察に相談できずに、道が設置する性暴力被害者支援センター北海道——SACRACH（さくらこ）に相談した場合、医療費はみずからが負担しなければなりません。これでは、被害者に寄り添った支援をしているとは到底言いがたい。

そこで、全国の都道府県における交付状況、及び、医療費の公費負担が未実施なのはどこか、お示し願います。

知事は、性犯罪・性暴力被害、被害者への対応について、一体どのような認識でおられるのか。犯罪防止対策はもちろんですが、性犯罪・性暴力被害者支援の強化が求められています。

なぜ、これまで交付金を申請してこなかったのか、直ちに医療費交付金の申請を行い、被害者支援を拡充すべきではありませんか。

知事の速やかな対応を求めますが、いかがか、伺います。

次に、経済産業対策に関し、まず、カジノ誘致等についてです。

先般、海外のIR事業者らによる第1回北海道IRショーケースが開催され、会場には「「観光立国」実現のため、世界最高水準のIRを北海道に！」とのスローガンが掲げられ、道からは、担当副知事がテープカットに参加しています。

I R誘致の是非の議論以前の段階にある道において、カジノを含むI R推進を公然と掲げるイベントへの参加は、道自身がI Rを強力に推進していることを内外に示したと受けとめざるを得ませんが、知事はどうお考えか、伺います。

なぜ、カジノ誘致を表明していない段階で、誘致を目指す自治体首長や事業者らと一緒に推進イベントに参加したのか、道民にわかりやすく御説明願います。

知事は、官邸との関係も深く、特に、カジノを含むI R誘致について、渾身の力を傾注してきたと承知しています。

知事が12月に入党された自民党の選挙公約にもI Rの実現が盛り込まれると報道されましたが、知事は、今も誘致の是非を判断していないのではありませんか。

多くの道民は、ギャンブル依存症のリスクを増大させるカジノに対し、北海道観光にも道民の暮らしにも、ばくちは要らない、カジノは要らないと、反対を表明し、その声は広がるばかりです。

知事は、道民の反対の声と理由をどう受けとめているのか、なぜ断念するという判断を行わないのか、伺います。

次に、泊原発の再稼働とエネルギー政策についてです。

泊原発では、ここ数カ月だけでも、非常用発電機の接続不良の放置や消火設備の凍結による一部損傷など、安全管理上のトラブルが続出しています。関係者からは、北電の危機管理能力や組織のあり方について、そもそも、この会社に原発を動かす資格、能力があるのかと、厳しい声が上がっています。

原子力規制委員会の更田委員長も、トラブルが多過ぎると、異例の口調で北電を批判する事態が生じていることを高橋知事はどう受けとめているのか、まず伺います。

こうした中、先月末、道内の64団体で構成される、泊原発を再稼働させない北海道連絡会が、知事に対し、道民が安心して暮らせる北海道にするために泊原発を再稼働させないでほしいとの要望を、約3万6000筆の署名とともに提出したと承知しています。

この署名は非常に重いと考えますが、知事はどう受けとめていますか。

知事は、次の知事選への不出馬を表明しましたが、任期は4月22日まで残っています。日ごろから自画自賛する、道民の生命と財産を24時間守る知事との認識がまだおありなら、再稼働させないでほしいという多くの道民の要望にしっかり応え、トラブル続きで再稼働する資格のない北電に対し、私は再稼働は認めないと、はっきりと意思表示すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、地方交通に関し、まず、鉄道存続への姿勢についてです。

J R北海道の経営が厳しい状況に追い込まれた最大の原因は、国策で進められた国鉄分割民営化、さらには、長期間に及ぶ低金利政策により経営安定基金の運用益が5480億円も不足したこと、新幹線の大きな赤字にあることなど、多くの道民が知るところとなっていることを直視するならば、知事みずから、国の責任において全国をつなぐ鉄道を維持するよう、今なお粘り強く求め

るべきではありませんか。

国は、国鉄清算事業団債務処理法の延長に向けて、地域に対してさまざまな取り組みを求めています。2年後を見据えた法改正を確実なものとするためにも、全国的な理解、支援が得られるような道の姿勢こそが問われます。

知事は、分割民営化後に利益を上げている他のJR各社からの利益配分を可能とする制度の創設や道路財源の活用など、あらゆる方策によって北海道の鉄道を守り抜く強い意志を示し、国に鉄道の存続を求めるべきではなかったのですか。

道政のトップとして4期も務めながら、この地方路線の問題に解決の糸口すら見出すことができなかった責任を道民にどう説明するのか、伺います。

次に、緊急・臨時的財政支援の見送り等についてです。

道が策定した北海道交通政策総合指針には、日高線や留萌線、根室線を含む5線区に関し、他の交通機関での代替性を含めて検討と書き込み、実績的な廃線を提案したと言わざるを得ません。

各沿線は、鉄道こそが各圏域を結ぶ公共交通として、その必要性、重要性が高いことを一貫して訴え、揺らぐことなく存続を求めているにもかかわらず、知事は、鉄道存続への強い意志や地域の交通を守るとの気概を示すことなく、廃線ありきの姿勢ではありませんか。

また、知事が昨年4月定例会で表明した緊急的・臨時的支援に関する予算計上を、地域との協議を理由に見送りましたが、知事に道政のトップとしての自負があるならば、道単独でも実施すべきではないでしょうか。

同時に、道が支援を講じるために、市町村からの財政支援を求めようとするのであれば、地域が負担することの法的根拠を国に求めたのと同様に、市町村にもその根拠を示す必要があると考えますが、いかがか、伺います。

知事、お疲れでしょうが、質問を聞いていてくださいね。

次に、教育問題に関し、まず、教職員の働き方改革についてです。

中央教育審議会は、教員の長時間労働の是正に向けた答申を1月25日に決定しましたが、教職員定数の抜本的な拡充などの施策は先送りし、事実上、業務削減に絞り込んだものとなっています。

しかし、教育委員会が、教職員をふやすことなく、教育効果を理由に業務を積み重ねることは、一層、教職員を長時間労働に追い込み、教員でなければできない授業準備と子どもたちと向き合う時間を奪い、子どもの教育を大きく後退させることにつながるのではありませんか。

休憩するという概念が職場にないというほど過密な教育現場の実態と、それを改善できない責任を教育長は重く受けとめるべきです。

子どもの教育のために、待ったなしという認識のもとで業務削減に取り組むとともに、教職員の増員を含めた働き方改革に取り組むべきと考えますが、あわせて教育長に伺います。

中教審の答申では、「指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施

することは教師の負担増加に直結するものであることから、このような教育課程の編成・実施は行うべきではない」と、過大な授業時間の削減を打ち出しました。

しかし、学力テストなど競争を強いられる現場では、授業時数の確保が最優先で、運動会などの学校行事や準備時間を削減して授業時間に充て、さらに、夏休み等の長期休暇を削減せざるを得ない実態だと承知しております。

専科の導入や、支援教員、代替教員の確保などを含め、答申を受けた道教委は、過大な授業時間の削減に向けて、抜本的にどのように取り組むのか、伺います。

最後に、道警の不祥事についてです。

新年早々、連日、警察に対する驚愕の報道がなされています。

西日本新聞で明らかになったその概要は、警察庁と17道府県の警察官が、昇任試験の対策問題集の設問や模範解答を執筆し、民間の出版社であるEDUCOMから報酬を受け取ったというものです。

出版社の内部資料によると、2010年1月から2017年3月までの約7年間で、大阪府警の現職警視正の1500万円超を最高に、警察官467人に、合計1億円以上が支払われていたという驚くべき内容です。

そこで、以下、公安委員会委員長及び警察本部長に伺います。

報道によりますと、道警察関連として、道東の警察署長の294万円を最高に、75人に、合計859万円が支払われていました。

地方公務員法では、公正な職務執行等のため、公務員の兼業を原則禁止し、任命権者の許可を受けないで行った場合は、法令違反で懲戒処分の対象となります。

道警察では、兼業申請はどの程度行われているのか、伺います。

また、北海道職員倫理条例では、警察官を含む管理職の道職員が、1回5000円を超える報酬、物品等を受け取った場合は報告義務を課していますが、北海道新聞が行った情報公開請求によると、9割が未報告とのことですが、本部長はどのように把握をしているのか、さらに、EDUCOM誌の購入状況はどうなっているのか、伺います。

かつてない数々の法令違反疑惑の噴出は、北海道警察への道民の信頼を揺るがしかねない重大問題と考えますが、公安委員会委員長及び警察本部長の認識を伺います。

菅官房長官は、1月11日の記者会見で、警察において必要な事実確認を行っていること述べ、また、山本国家公安委員会委員長も、関係警察本部で必要に応じて事実確認を行っており、その内容に応じて適切な判断が下されるものと考えていると述べていました。

あれから1カ月以上もたちますが、道警本部では、こうした事態を受け、これまで、どのような方法や内容で事実確認を行い、どの程度事実が明らかになったのですか、そして、いつまでに確認結果を取りまとめようとしているのか、伺います。

また、道民から見ると、公平、公正に行われるべき警察官昇任試験にかかわり、現職警察官やOBが対策問題集の設問や模範解答を執筆すること自体が重大問題です。

報酬の有無にかかわらず、直ちに執筆を禁止すべきと考えますが、公安委員会委員長及び警察本部長の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、地方自治に関する考え方についてであります。自治体が安定的な住民サービスを提供していくためには、必要な財政需要が的確に地方財政計画に計上されるとともに、臨時財政対策債のような特例的な地方債によるのではなく、地方交付税の法定率の引き上げなどにより、一般財源総額が十分に確保されることが必要と考えるものであり、国に対し、強く要望を続けているところであります。

私といたしましては、こうした地方の安定した財源確保のもと、地域のことは地域みずからが責任を持って決定し、行動するという地域主権の確立を進め、さまざまな地域課題の解決に向け、効果的、効率的な施策の展開を図っていくことが重要と考えるものであります。

次に、道政運営についてであります。本道においては、国内外からの観光客の増加や食の北海道ブランドの向上など、道民の皆様方とともに進めてきた取り組みの成果があらわれてきている一方、人口減少問題を初め、産業の担い手不足への対応や交通ネットワークの確保、さらには、胆振東部地震災害からの復旧、復興といった、粘り強い対応が必要な課題に直面し、地域と一体となった取り組みが求められているものと認識をいたします。

私は、就任以来、本道にとって何が大切かという視点に立ち、市町村などと連携協力のもと、多様な資源を最大限生かしながら、経済の活性化や持続可能な地域づくりといったさまざまな課題の解決に向け、全力で取り組んでまいったところであります。

次に、ロシアとの領土問題に関し、安倍総理との面会についてであります。私は、これまで、北方領土を行政区域の一部として所管する北海道の知事として、一日も早い北方領土の返還に向け、総理に対する要請をたびたび行ってきたところであり、昨年12月にも、根室市長や千島歯舞諸島居住者連盟の理事長を初め、領土問題に関する関係者の方々とともに、安倍総理に対して直接要請を行ったところであります。

現在、日ロ両政府間においては、日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させるとの両首脳の合意を受け、外交交渉が進められておりますことから、今月14日の面会の際にも、私からは、安倍総理に対し、北方領土問題の早期解決を望む元島民を初めとする道民の皆様方の思いをしっかりと受けとめていただきたい、そして、一步一步、着実に交渉を前に進めていただきたいといったことを要請させていただいたところであります。

次に、北方領土問題についてであります。現在、政府においては、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するという方針のもと、外交交渉が進められているところであり、今後、北方領土問題の解決に向けて、目に見える形で交渉が進展していくことを強く期待するものであります。

私といたしましては、今後とも、一日も早い北方領土の返還に向け、領土返還運動関係団体を初めとした道内の関係者の方々はもとより、全国的な運動を展開する団体とも連携しながら、国に対する要請活動を行うとともに、外交交渉を支える世論喚起に向けた啓発活動を推進してまいりる考えであります。

次に、職員の採用についてであります。職員の採用試験は、地方公務員法に基づき設置された中立的、専門的な機関である人事委員会において、その責任と権限の中で実施されるものであります。

昭和50年代の3回の特別採用試験の実施についても、文書の保存年限は経過しているところではありますが、当初の見込みを大幅に上回る退職者が生じた事情などにより、知事部局から人事委員会に対する要請を踏まえ、人事委員会が通常の試験に加えて実施されたものと承知をいたします。

次に、消費税率の引き上げについてであります。国と地方の厳しい財政状況や急速に進む少子・高齢化のもと、持続可能な社会保障制度の確立に向け、安定した財源の確保が必要と認識をいたします。

一方で、本道経済は、個人消費の回復の動きや来道者数の増加、雇用関連指標の改善など、持ち直し基調にあるものの、業種や地域ごとの業況感には温度差が見られるところであり、本道経済や道民生活への影響が緩和されるよう、国を挙げた対策が効果的に実施されることが重要と考えるものであります。

道といたしましては、引き続き、食の輸出拡大への支援や国内外からの観光客の誘客促進、さらには、中小・小規模企業の振興など、本道経済のさらなる発展に努めてまいります。

次に、国保の安定的な運営などについてであります。国保は、その構造上、高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いことなどから、国の社会保障審議会において、他の医療保険制度も含め、負担能力に応じた負担のあり方などが検討されているところでもあります。

道といたしましては、今後の医療費の増加などに対応するため、国保の保険料水準に大きな影響を与える国の財政支援について、知事会と連携し、引き続き、拡充を求めてまいるとともに、市町村などと連携し、生活習慣病の予防など、医療費適正化を初め、収納率向上対策や保険料水準の平準化に取り組むなど、新たな国保制度の安定的な運営に努めてまいりる考えであります。

次に、性暴力被害者への支援についてであります。性暴力は、長期間にわたり、被害者の心や体、社会生活にさまざまな影響を及ぼしかねない重大な人権侵害であり、被害に遭われた方々に対し、医療やカウンセリング、法的な相談など、早期に適切な支援を行うことが必要と認識いたします。

また、性暴力被害者への医療費助成の実施に当たっては、道内の各地域において、支援に協力いただける産婦人科を有した病院の確保や、被害者に同行し、病院との連携を図る相談員の体制整備が必要となるなどの課題がありますことから、道といたしましては、そうした課題への対応を含め、制度の早期導入を目指し、検討を進めてまいります。



次に、I Rの誘致についてであります。I Rは、本道観光のさらなる発展につながる可能性がある一方で、ギャンブル依存症などの影響を懸念する声もあることから、これらの課題にしっかりと対応していく必要があると認識をするものであり、地域説明会や道のホームページを通じた意見募集では、I Rに慎重な意見がある一方、誘致に期待する御意見も多くいただいているところであります。

こうしたことから、私といたしましては、懸念される諸課題への万全の対策を講じることを前提に、I Rの誘致に向けた取り組みを進めていくことが重要と考えるところであり、今後とも、地域説明会など、さまざまな機会を捉え、道民の皆様方に道の考え方を御理解いただけるよう努めてまいります。

次に、泊発電所についてであります。原発は、何よりも安全性の確保が最優先であり、泊発電所で安全性に係る不適切な事象が頻発していることは、まことに遺憾であります。

北電においては、こうした事態を重く受けとめ、再発防止対策の徹底を含め、発電所の運営や安全対策に万全を期してもらいたいと考えているところであります。

また、先日、市民団体などから成る北海道連絡会から、泊原発を再稼働させないことを求める署名をいただいたところであります。

原発の再稼働については、福島原発事故を受けて、不安の声など、さまざまな御意見があると承知しておりますが、泊発電所については、現在、原子力規制委員会からの指摘に対し、北電において種々検討が行われていると認識をするものであり、私といたしましては、原子力規制委員会の厳正な審査に真摯に対応すべきと考えるところであります。

最後に、J R北海道の事業範囲の見直しについてであります。道では、J R北海道の維持困難線区の発表以降、私自身、直接、地域に入り、地元の皆様方と真摯に意見交換を重ねているとともに、国やJ R北海道などの参画のもと、関係者会議を開催したほか、国に対するオール北海道での要請活動を行うなど、これまで、市町村や関係団体、道議会の皆様方とともに、J R北海道問題の解決に向け、全力で取り組んできているところであります。

道といたしましては、持続的な鉄道網の確立に向けては、2年後の法改正に向けて、さらに議論を深めるとともに、積雪寒冷で長大路線を抱える本道の特殊性、さらには、沿線地域の取り組みを全国に理解いただくことで、法改正に向けた環境を整えていくことが必要と考えているところであり、今後とも、道民の皆様や道議会の御意見に耳を傾けながら、新幹線の札幌開業後の2031年度のJ R北海道の経営自立と北海道の発展を支える鉄道網の構築に向け、全力で取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇）本道における各種指標についてでございますが、平成15年以降、これまでの間で把握可能な数値を比較いたしますと、道内の総人口は約6%、20歳未満の

人口は約23%、それぞれ減少しているほか、正規の雇用者数は約4%、農家戸数は約39%、農林漁業の従事者数は約32%、中小・小規模企業数は約17%の減少となっております。

一方、本道からの転出超過数は減少しているほか、経済動向については、道産食品の輸出や来道者数の増加、さらには、雇用状況の着実な改善など、持ち直し基調にあるところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部職員監山岡庸邦君。

○総務部職員監山岡庸邦君（登壇）特別採用試験の採用者についてであります。昭和52年度、昭和53年度及び昭和59年度に実施された特別採用試験による採用者の中で、在職している職員のうち、現在、課長級以上の役職者となっている職員は、特別職1名、次長級4名、課長級5名の、計10名となっております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）消費税率引き上げへの対応についてであります。国においては、消費税率の引き上げに当たり、軽減税率の導入を初め、消費者へのポイント還元や低所得者・子育て世帯向けのプレミアム商品券の発行など、影響緩和に向けたさまざまな対策を講じるものと承知しております。

一方、中小企業においては、軽減税率制度の内容の把握や、会計システム、レジの改修といった負担の増大など、経営への影響を懸念する声もあるところであります。

道といたしましては、事業者に対する説明会やセミナーなどにおいて情報提供を行うほか、企業や業界団体に対するアンケート調査などを通じて、消費税率引き上げによる企業経営への影響等の把握に努めるとともに、国に対して必要な働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）国民健康保険に関し、まず、保険料についてでございますが、平成31年度の納付金算定の基礎となります医療費は、被用者保険の適用拡大などにより、国保加入者が減少いたします一方、高齢化等に伴う1人当たり医療費の増などによりまして、若干の増が見込まれ、加えて、後期高齢者医療制度等への納付金の増加も見込まれるため、納付金総額は、1.3%、20億円の増を見込んでおります。

納付金総額をもとに、所得や医療費の水準により、個々の市町村の納付金を算定いたしますため、市町村ごとにその状況は異なりますが、新年度における保険料は、これを基礎として、市町村において、条例に基づき決定されることとなるものでございます。

次に、保険料の算定などについてでございますが、国民健康保険法では、保険料の算定に当たって、均等割保険料は全ての加入者に課すこととされ、平等割保険料は市町村の判断で課すことができることとされますとともに、保険料算定方式は市町村において条例で定めることとされて

いるところでございます。

道におきましては、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入について、知事会と連携して国に要望してきておりまして、国におきましては、国保基盤強化協議会において、国保の負担のあり方を議論しておりますことから、保険料につきましては、こうした協議の場で検討されるものと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）性暴力被害支援対策に関し、被害者への医療費負担の取り組み状況についてであります。現在、国の交付金制度を活用し、医療費負担事業を実施しているところが41都府県ございますほか、独自の制度により対応しているところが1県、民間の支援により対応しているところが2府県あり、医療費の負担制度を設けていないところは3道県となっているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部観光振興監本間研一君。

○経済部観光振興監本間研一君（登壇）I R誘致に関しまして、I Rショーケースについてでございますが、主催者から、道に対しまして、このイベントは、依存症などへの対応も含め、海外のI Rに関する最新事情などを広く紹介し、I Rの理解促進を図るものであり、オープニングセレモニーへの出席をお願いしたいとの要請があったところであり、道といたしましては、イベントの開催趣旨などを勘案した上で、出席をお受けしたものでございます。

なお、イベントには約7000人の来場者があり、海外のI R事業者等の出展やプレゼンテーションのほか、ギャンブル依存問題に取り組むNPOの代表者による講演などが行われたものと承知しております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）J R北海道に対する緊急的かつ臨時的な支援についてでございますが、J R北海道の危機的な経営状況を踏まえ、これまでどおり、鉄道事業者の取り組みや国からの支援だけでは、持続的な鉄道網を確立することは難しく、J R北海道の徹底した経営努力を前提に、地域においても可能な限りの協力、支援を行うことが重要と考えます。

道といたしましては、昨年9月の震災の影響などにより、J R北海道の経営がさらに厳しい状況に陥っていることを踏まえ、法改正までの2年間に限り、交通政策総合指針で示した維持困難線区における定時性や利便性、快適性の向上などの利用促進に資する緊急的かつ臨時的な経費に対し、関係市町村の皆様のご理解を得て、地域が一体となった独自の支援を行うべく、引き続き、地域の皆様と丁寧な協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）真下議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校における働き方改革についてであります。教員一人一人が、健康でやりがいを持って勤務しながら学校教育の質を高められる環境の整備は、子どもたちへの指導を一層充実させるものであり、教員の長時間勤務の解消は喫緊の課題であると認識をしております。

そのため、道教委では、昨年3月にアクション・プランを策定し、これまで、スクール・サポート・スタッフ等の専門スタッフの配置や長期休業期間中における学校閉庁日の設定のほか、本年1月、部活動指導の負担軽減に向けて、部活動の在り方に関する方針を策定し、教員の長時間勤務の縮減に向けた環境整備に努めているところであります。

今後とも、学校現場からの意見や、有識者で構成される時間外勤務等縮減推進会議での議論を踏まえ、より効果的な教員の働き方改革の推進に努めてまいります。

次に、授業時数の適正化についてであります。道教委では、これまでも、決められた時数の中での効果的な授業の実施など、各種会議や指導主事の学校訪問などのさまざまな機会を活用して、指導してきたところであります。

また、適正な授業時数の確保に向け、小学校英語の早期化、教科化に伴う授業時数の増加に対応するための専科指導教員の加配や事務職員の加配という国の制度を活用した取り組みによって、より多くの学校において効果的な事業づくりができる体制の整備に努めてきているところであります。

今後においては、中教審の答申を踏まえた国の動向に留意しつつ、引き続き、適正な授業時数となるよう指導してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 人事委員会委員長鍬田信知君。

○人事委員会委員長鍬田信知君（登壇）真下議員の御質問にお答えをいたします。

特別採用試験の実施についてであります。人事委員会では、翌年度の4月採用に向けた通常の採用試験のほか、退職者の増加などにより、当初の見込みを大幅に超えて欠員が生じ、当該年度内の早期に職員を採用する必要がある場合などに、任命権者からの要請を受け、例外的に特別採用試験を実施してきたところであります。

昭和50年代に実施した3回の特別採用試験は、いずれも、早急な欠員補充のため、任命権者から要請を受けて実施したものであり、例えば、昭和52年5月に実施した特別採用試験の受験資格は、地方公務員法第19条の「受験者に必要な資格として職務の遂行上必要であつて最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとする。」との規定を踏まえ、年齢要件に加え、昭和52年6月中に勤務可能な者と定めたところであります。

この試験で、現役の大学生や短期大学生が採用されるためには、大学等を退学する必要があるため、受験資格とは別に、在学中の者は原則として受験できない旨を試験案内に記載したところであります。

人事委員会といたしましては、今後とも、地方公務員法の規定に基づき、適正に採用試験を実施してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 公安委員会委員長宇都宮輝夫君。

○公安委員会委員長宇都宮輝夫君（登壇）真下議員の御質問にお答えいたします。

初めに、お尋ねの件に関する認識等についてであります。道公安委員会としては、御指摘の報道に関し、道警察において事実確認中であると認識しており、判明した事実に基づいて適切な対応が行われるよう、厳正な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、事実確認等についてであります。道公安委員会としては、先ほども申し上げたとおり、道警察において事実確認中であると認識しており、判明した事実関係に基づいて適切に対応するよう、厳正な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 警察本部長山岸直人君。

○警察本部長山岸直人君（登壇）真下議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、兼業申請の状況等についてであります。地方公務員法第38条の規定による営利企業への従事等許可申請の状況については、平成29年度は1件となっております。

贈与等の報告については、北海道職員倫理条例に基づき適切に把握をしております。平成29年度は236件であり、そのうち、報酬に関しては4件となっております。

お尋ねの購入状況については、道警察として購入したことはございません。

いずれにしましても、道警察としては、道公安委員会の管理のもと、引き続き、事実関係に基づいて適切に対応してまいります。

次に、事実確認等についてであります。道警察においては、いまだ事実確認の途中であることから、個別の事実関係や今後の見通しについて、お答えすることは差し控えさせていただきます。

また、道警察としては、道公安委員会の管理のもと、引き続き、事実関係に基づいて適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 真下紀子さん。

○75番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま御答弁いただきましたが、指摘を交え、再質問いたします。

初めに、地方自治についてですが、4期も知事を務めた高橋知事から、地方自治の見解すら示されず、嘆かわしく恥ずかしいことでありました。

地方自治は、明治憲法には規定はなく、日本国憲法で初めて章を設け、憲法5原則の一つとされました。国民主権を基本原則とする日本国憲法の具体化のため、不可欠のものであり、国によっても犯し得ない権利で、民主主義の学校と言われるゆえんです。

私は、北海道には、こうした地方自治を理解した、新しい知事が必要だと確信するものです。次に、知事就任以来の人口等の推移についてです。

さて、知事は、総合政策部長の答弁をお聞きになっていましたか。知事の通信簿ですよ。指標の激減に驚きを禁じ得ません。

海外からの来道者も魅力を感じる北海道の自然と農地のコントラスト、その農地を支える農業従事者は、7万1520人、42.4%も減少し、小規模企業は2万7025社、18.3%も減少しているのです。経済の高橋知事が、聞いてあきれます。

20歳未満の人口は、24万人、22.5%も減り、人口減少に歯どめすらかけられなかったのです。事実を厳粛に受けとめるべきではないでしょうか、伺います。

次に、ロシアとの領土問題についてです。

ロシア側は、第二次世界大戦の結果を日本が認めることだと主張しています。そうであるなら、戦争による領土不拡大の原則に立った交渉のチャンスをロシア側から示されたと考えるべきです。

日本側が主張するような共同経済活動や、知事のおっしゃる地域交流に矮小化することなく、道理に立った交渉で、粘り強い領土の返還交渉を安倍首相に求めるべきでした。

知事の決意のほどと、領土返還交渉に当たっての見解を改めて伺います。

次に、地方公務員法違反などについてです。

知事から、人事委員会への要請に関する文書は、保存年限が経過し、残っていないとのことでしたが、こんなことでは、事後検証ができません。

なぜ、このような採用試験が実施されたのか、公文書の管理が適切に行われていれば、その理由も解明できました。

人事関係や政策形成にかかわる重要な文書については、事後検証が可能となるよう、制度を整えるべきです。そのために、公文書管理条例の制定が不可欠と考えますが、知事の見解を伺います。あわせて、他県における制定状況も伺います。

次に、消費税増税等についてです。

対策があれば、消費税増税に問題なしと言わんばかりの答弁ですが、どれだけの中小事業者が廃業せざるを得なくなるのか、暮らしの困難がどれだけ増し、どれだけ子どもの貧困が加速されるのか、知事は想像することもできないのでしょうか。

旭川市の魅力の一つに旭川ラーメンがありますが、地域に出前もしている店主さんは、軽減税率で出前の税率が8%になったら、注文が出前に殺到する、配達と井の回収で、燃料代や手間がかかる一方で、利益はなくなり、とても経営できない、多くが廃業せざるを得なくなる、増税はやめてほしいと切望されました。

同様に、小規模の免税業者が廃業を選択すれば、地域の衰退を加速させてしまうのではないのでしょうか。

地域の暮らしを壊し、間違いなく消費を冷え込ませる消費税増税に対し、知事は懸念の声や反

対の声を表明すらできないのでしょうか、伺います。

次に、カジノ誘致等についてです。

知事は、I Rの誘致に向けた取り組みを進めていくことが重要とお答えになりましたが、住民説明会がまだ終了していない中で、何を根拠に重要だと判断したのか、まず伺います。

次に、道が平日の日中に開催した2014年の第1回北海道型I R道民フォーラムでは、参加者が公務員とサービス業の会社員で6割から7割を占め、道は理解を深めたと表しました。

同じく、道が平日の日中に開催したこのたびの3カ所の地域説明会で回収したアンケートの結果によると、会社員、公務員、団体職員が全体の7割を占め、会社員については、I Rに関心を持っている会社の方が多い、つまり、業界の関係者が多いと観光局は答弁しました。これは驚きです。

地域住民の声を聞くはずの地域説明会に、こぞってカジノ業界の関係者が参加し、期待が大きいとして推進を求めることが、公正な道民の意見聴取になるのでしょうか、知事の見解を伺います。

次に、説明会では反対意見が続出する中、アンケートには反対の選択肢はないのですが、反対を表明させなかった理由もあわせて伺います。

次に、アンケートへの「期待が大きい」という回答と、会社員、会社役員、公務員、団体職員との相関関係が明らかですが、知事はどう把握しているのか、伺います。

次に、泊原発の再稼働についてです。

知事が、まことに遺憾と表明せざるを得ない中、泊原発を再稼働させないでほしいという団体の要望に対して、さまざまな御意見があると切り捨てる知事には、道民の不安に真剣に心を寄せる姿勢が全く感じられません。

泊原発に関する要請は、この2年間だけで12回もあったにもかかわらず、知事は、一度も直接会うことなく、全て事務方に対応を任せるという冷たい姿勢を貫いていたとのことでした。

知事の本心は、泊原発再稼働に反対する団体には会いたくないのか。そうではないと言うのであれば、64もの団体が一同に要請する機会に、堂々とお会いし、要望をしっかりと伺うべきです。知事にその意思はおありか、はっきりとお答えください。

次に、地方交通に関し、まず、鉄道の役割と市町村の厳しさについてです。

2月14日、北の鉄道を存続しようとする集会が開催され、公共交通、とりわけ鉄道は、国が担保しなければならないユニバーサルサービスである、一民間会社に責任の全てを押しつけてよいものではありません、また、地元負担による存続は極めて厳しいとの受けとめなど、そうした声がたくさん出ました。

病院を守るか、鉄道を守るかの選択を迫られるほど、自治体と地域にとっては極めて深刻な問題だと以前に知事にお伝えしましたが、国からの十分な支援を引き出せない知事は、その深刻さをどう受けとめてきたのか、伺います。

知事は、現在でも、復旧スキームのある日高線、根室線には足を踏み出さず、胆振東部地震に

よる厚真川橋梁などには予算計上していますが、異なる対応をとるのは廃線ありきだからではありませんか。

鉄路の廃止は北海道の死活問題です。残る任期の中で、知事は、存続に向けてどう取り組むのか、伺います。

次に、教職員の働き方改革について、教育長に伺います。

私は、教職員の方から直接お話を伺いましたが、現場の忙しさは、想像を絶するほど過密の上、長時間労働です。

教育長から、その解消は喫緊の課題との認識が示されましたが、道教委の対応は、喫緊の課題を改善するボリュームとスピードとはなっていません。

答弁にあったスクール・サポート・スタッフは、小中学校の1313校のうち、38人の配置、専科教員は、小学校の835校中、60校への兼務配置にすぎません。

優秀な教員が、すり減って、やめていくことがないように、先生方一人一人の授業時数の削減や、国の枠を大きく超えた配置の増員など、急ぎ対策を強化すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

最後に、警察の不祥事に関して、警察本部長に伺います。

道警では、2003年11月に発覚した捜査用報償費の不正経理問題にかかわる信頼回復・再発防止策として、新たに、内部通報者保護規定として目安箱制度を設け、不祥事防止に向けた職員の申し出を受けてきたと承知しております。

過去の申し出状況を伺うとともに、その中に、今回の執筆料の授受問題にかかわるものはあったのか、なかったのか、あったとすれば何件か、明らかにしてください。

次に、事実確認及び今後の対応についてです。

今回の執筆問題では、深刻な規範意識の欠如や文書漏えいの問題も含んでおり、道警察として、今後、厳正に対処していくことが求められていると考えますが、執筆のあり方についてどのようにしていくのか、再度伺います。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、道政運営についてであります。私は、知事に就任以来、力強い経済の実現や活力ある地域づくりに向けて全力を尽くしてきたところであり、本道においては、国内外における食や観光の北海道ブランドの向上など、取り組みの成果があらわれてきておりますが、一方では、依然として人口減少が進む中、産業の担い手不足への対応や交通ネットワークの確保など、さまざまな課題に直面しているところであり、今後とも、粘り強く取り組んでいくことが重要と考えるところであります。

次に、北方領土返還に向けた取り組みについてであります。日ロ両政府間においては、日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させるとの両首脳の合意を受け、外交交渉が進められ



ているところであり、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの我が国の基本方針に基づいて、外交交渉が目に見える形で進展していくことを強く期待するものであります。

私といたしましては、道民全体の長年の悲願である、一日も早い北方領土の返還に向け、元島民の方々の思いなどを十分に酌み取りながら、国に対する要請活動を行うとともに、世論喚起のための啓発活動を推進するなど、両国間の外交交渉が進展するよう、最大限の取り組みを行ってまいります。

次に、公文書の管理についてであります。公文書に関する条例については、現在、六つの都府県で制定されているものと承知をいたしております。

道といたしましては、こうした都府県の運用状況や、その他の府県の動向も踏まえつつ、制定の必要性について検討を進めてまいります。

次に、消費税についてであります。このたびの消費税率の引き上げに当たっては、本道における消費の実情や地域経済の活性化に十分に配慮することが必要であり、軽減税率など、新たな制度に対する事業者の理解を促進していくとともに、本道経済や道民生活への影響を緩和する実効性のある対策となるよう、引き続き、国に求めてまいります。

次に、I Rについてであります。道では、これまで、I Rの誘致に関する効果や課題について検討を進め、その基本的な考え方について、先月開催した有識者懇談会において、おおむね御理解をいただくとともに、地域説明会や道のホームページを通じた意見募集では、ギャンブル依存症等への懸念などから、I Rの誘致に慎重な御意見がある一方で、経済の活性化に向け、課題を解消しながら誘致に取り組むべきといった御意見も多くいただいているところであります。

こうした経緯に加え、今般、I R施設の設置要件を定めた政令の内容も示され、国の基本方針が夏にも策定される見通しとなったことなども踏まえ、私といたしましては、懸念される諸課題への万全の対策を講ずることを前提に、I Rの誘致に向けた取り組みを進めていくことが重要との考えをお示しいたしたところであります。

次に、地域説明会についてであります。これまで3カ所で開催した説明会では、会社員等の割合が多くなっておりませんが、昨年度、休日または平日の夜に開催した地域フォーラムと比べても、職業などの構成に大きな違いは見られないところであります。

また、それぞれの会場においては、地域住民の方々からも、I Rの誘致について、賛否を含め、さまざまな御意見をいただいているところであり、今後とも、道といたしましては、こうした説明会のほか、道のホームページを通じた意見募集などにより、幅広い方々の御意見をお伺いしてまいりたいと考えております。

次に、説明会での意見についてであります。地域説明会は、限られた時間の中で、より多くの方々の御意見をお伺いしたいとの考えから、参加者を対象としたアンケートを実施しているところであります。

その内容については、I R誘致に関し、大きな論点となっているプラスの効果とマイナスの影響について、それぞれどのようなことが考えられるか、また、そのどちらが大きいかといった点

について記載いただくとともに、自由記載欄も設けているところであり、I Rに反対または慎重な方々の御意見も把握できるものと考えるところであります。

次に、アンケートの集計状況についてであります。これまでのアンケートで、会社員等の区分の方々から、I Rに対する「期待が大きい」という御意見を多くいただいているところであり、

また、地域説明会では、I Rへの強い懸念や慎重な御意見もいただいているところであり、これらに加え、道のホームページを通じた意見募集、さらには、各界各層からの御提言、御要望などもしっかりと踏まえながら、引き続き、道の考え方を丁寧に説明し、御理解いただけるよう努めてまいります。

次に、泊発電所についてであります。原発の再稼働については、福島原発事故を踏まえて、不安のお声など、さまざまな御意見があると承知しており、先日の北海道連絡会からの要請についても、担当部局から報告を受けているところであり、

私といたしましては、原発は、何よりも安全性の確保が最優先であり、原子力規制委員会において厳正な審査が行われるべきものと考えるところであります。

次に、J R問題への対応についてであります。私といたしましては、これまで、北海道の将来に大きな影響を及ぼしかねないJ R北海道問題の解決に向け、地元の皆様方と真摯に意見交換を重ねてまいりましたほか、国に対して実効ある支援を強く求めるなど、道議会を初め、市町村や関係団体の皆様方とともに取り組んできた結果、国からは、J R北海道に対し、平成31年度、32年度において支援を行う方針が示されたところであり、

今後は、2年後の法改正を視野に、さらに議論を深めるとともに、本道の特殊性や沿線地域の取り組みについて広く全国に御理解いただくことで、法改正に向けた環境を整えていくことが必要と考えるところであり、北海道の発展を支える鉄道網の構築に向け、全力で取り組んでまいります。

最後に、今後の取り組みについてであります。道では、これまで、最適な公共交通体系の実現に向けては、私自身、直接地域に入り、地域の皆様と真摯に意見交換を行うなど、検討協議の場において、地域が必要とするさまざまな情報を提供しながら、関係者の皆様方と丁寧な議論を重ねてまいったところであり、

道といたしましては、引き続き、交通政策総合指針の考え方に基づき、活力ある地域づくりや観光振興などの観点に十分配慮しながら、将来のまちづくりと一体となった検討協議を進め、沿線自治体の皆様方とともに、地域交通の確保に向け、十分な議論を尽くしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長大谷亨君 教育長。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）真下議員の再質問にお答えいたします。

教員の働き方改革についてであります。教員が、子どもたち一人一人にしっかりと向き合

い、きめ細かで質の高い教育を行うためには、教員の業務負担を軽減し、多忙化を解消することが大変重要であります。

このため、道教委といたしましては、調査業務等の見直しなど、業務改善のほか、専科指導教員やスクール・サポート・スタッフなど人的措置の一層の拡充について、国に対し強く要望するとともに、市町村教育委員会や学校の意向を把握し、教職員の加配など、国の施策を効果的に活用しながら、道教委として、学校における働き方改革を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 警察本部長。

○警察本部長山岸直人君（登壇）真下議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、目安箱制度による通報受理状況等についてであります。記録に残る平成26年度以降で申し上げますと、平成26年度は23件、平成27年度は19件、平成28年度は40件、平成29年度は51件であり、執筆料の授受に関するものはございません。

また、今後の対応についてであります。道警察としましては、道公安委員会の管理のもと、職員による執筆に関する事柄も含め、引き続き、事実関係に即して適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 真下紀子さん。

○75番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交え、知事に再々質問いたします。

カジノについて、まず、知事は、住民説明会の役割をどのように考えておられるのか、改めて伺います。

国の動向を見て、重要発言だというふうにおっしゃった知事ですけれども、また、各界各層の意見を聞く、このように強弁をされたわけですが、知事は覚えておられるでしょうか。北電泊原発3号機のプルサーマルをめぐるやらせ問題が発覚したときの、北電社員も地元に住んでいる、地元住民だよねという、道政を揺るがした有名なフレーズです。

やらせを認めた北電だけでなく、当初、やらせを全面否定していた知事も、やらせへの関与を認め、謝罪しました。事業者が賛成意見を組織することはあってはならない、公平性を欠くという良識が当時はあって、反省もしたわけです。

ところが、今度は、白昼堂々、業界関係者が公然と地域説明会に参加し、業界関係者も地域説明会の参加者だよね、みんなで渡れば怖くないということでしょうか。

カジノ誘致に関する地域説明会では反対意見が噴出しても、アンケートには、反対するとの選択肢を置かず、懸念が大きいにとどめています。

アンケート提出者の7割を業界関係者等が占め、逆に、「期待が大きい」は、それぞれ、65%、75%、59%と、半数を大きく超えています。これでは、住民意見の公正な集約が行われたとは言えず、まやかしいということにならないのか、知事の見解をお聞きします。

IRはやらせていただきますと私に言い切った知事ですが、公正さを欠くようなことまで容認するのでしょうか。カジノはきっぱりと断念すべきではありませんか、知事の答弁を求めます。

泊原発の再稼働についてです。

先般の新聞報道によりますと、自民党道連の統一地方選の政策集の原案に、泊原発については再稼働を促す内容が記載されるとのことでした。恐らく、夏の参議院選挙政策も、同様の内容となる可能性が大了。

自民党に入党し、自民党から参議院選挙に出馬する高橋知事の公約も、当然ながら、これに右倣えすることになるのではありませんか。

知事在任中は、再稼働の判断は国が国がと、国と原子力規制委員会に丸投げし、参議院候補になった途端に、自民党の政策に右倣え、泊原発の再稼働を進めると明言するおつもりですか。政治家として、二枚舌は決して許されないとと思いますが、見解を伺います。

次に、道警の不祥事について指摘をいたします。

警察本部長の答弁で、平成29年度は、兼業申請は1件、贈与等の報告は236件だと、初めて示され、再質問では、職員による執筆に関する事柄も含め、事実関係に即して適切に対応すると答弁されました。

答弁にはありませんでしたが、道議会への報告の根拠となる文書によると、贈与報告のうち、報酬報告は、平成28年度は232件中2件、平成27年度は223件中4件、平成26年度は230件中7件、平成25年度は177件中9件となっており、報酬は、全て昇任試験対策雑誌等の寄稿に伴うものと記載されています。現職分の報告ですが、こうした事実は速やかに明らかにし、事実解明に努めるべきです。

警察には、逮捕権、捜査権を初め、強制力を伴うさまざまな権限が与えられており、それだけに、特別に高い規範意識とモラルが求められています。昇任試験という、警察組織にとって極めて重要な手続をゆがめかねない深刻な事態に際し、厳正な調査と防止策を速やかに講ずることを改めて指摘しておきます。

最後に、高橋知事が就任以来、幾度となく論戦を闘わせ、ちまたでは、私のことを知事の天敵と言う方もいらっしゃると思いますが、大変光栄に思います。

知事が退任されるに当たり、厳しい通信簿をつけさせていただきました。

また、三つのRと言われる道政課題——JR、IR、PWR型の泊原発再稼働、知事が決断した北海道新幹線の赤字が地方路線の存続を困難にし、カジノ誘致や泊原発の再稼働問題を判断せずに置き土産とされる知事は、最後まで、中央依存、政権依存の姿勢を変えませんでした。ない袖は振れないと、ふるさと銀河線の廃線にかじを切りました。まことに残念です。その政治姿勢だからこそ、北海道の自治の姿は見てこなかったと言わざるを得ません。

このように政治姿勢は異なりますけれども、お体に十分気をつけられ、退任後の活躍を願って、はなむけの言葉といたします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、I Rに関して、地域説明会の役割についてであります。地域説明会は、I Rを誘致する場合に必要なコンセプトや候補地、懸念される社会的影響対策の方向性などを整理した道の考え方について、広く道民の皆様方に御説明し、御意見を伺うために実施してきているところであります。

次に、説明会のあり方についてであります。地域説明会については、I Rに関する道の考え方を丁寧に説明し、道民の皆様方から御意見を伺うため、職業等の区別なく、広く参加を募っているところであり、今後とも、道として適切に対応してまいります。

次に、I Rの誘致についてであります。私といたしましては、有識者懇談会や地域説明会など、さまざまな機会を通じ、幅広い方々からいただいた御意見を踏まえ、懸念される諸課題への万全の対策を講ずることを前提に、I Rの誘致に向けた取り組みを進めていくことが重要との考えをお示したものであります。

今後とも、説明会など、さまざまな機会を捉え、広く道民の皆様方からの御意見をお伺いしながら、道の考え方を丁寧に説明し、御理解いただけるよう努めてまいります。

最後に、原発についてであります。泊発電所については、原子力規制委員会における厳正な審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはございません。

私といたしましては、原発は、何よりも安全性の確保が最優先と考えるものであります。

以上であります。（発言する者あり）